

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会役員・評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

令和2年3月26日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第5項及び社会福祉法人小金井市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等は、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用弁償とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常務理事に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項以外の役員の報酬等は無報酬とする。
- 3 評議員の報酬等は無報酬とする。

(報酬等の総額の決定)

第4条 常務理事の報酬等の総額は、評議員会で決議する別表に定める金額以内とする。

(報酬等の支給額の算定方法)

第5条 常務理事の報酬等の支給額は別表に定める範囲内で、支給額を算定し、会長が決定する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、月額及び賞与支給月をもって支給するものとし、一定の日を支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

2 常務理事の通勤費は、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会職員給与規程(平成11年規程第2号)第10条及び第11条を準用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会常務理事の報酬に関する規程(平成14年規程第1号)は廃止する。

別表1 常務理事の年間報酬総額

常務理事	年間報酬総額	3,600,000円
------	--------	------------

付 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。